

相手国政府・ 相手国国際機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (勅令第8) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
アンティグア・ バーブーダ	アンティグア・バーブーダ政府 に対する贈与に関する日本国政 府とアンティグア・バーブーダ 政府との間の交換公文	経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な画 政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入	200,000千円 -----	H29.123 セントジ ョンズで (同日)	日本側 岡田光彦在アンティ グア・バーブーダ大使 アンティグア・バーブーダ 側 カストン・フラスケン 相	H29.2.2 42号

- (注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
- (注2) 贈与の供与期限については、定めのないものは、-----と記している。
- (注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇△□と記している。
- (注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。